

第3回懇談会からの変更箇所対比表

第3回懇談会時点での条例案		変更後の条例案		変更理由・懇談会での意見の反映等	
前文	<p>私たちのまち堺の地は、古から仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群を有し、中世には、世界の各都市との交易による海運の拠点として、黄金の時代を迎えるなど世界でも珍しい環濠都市を形成し、自治都市として発展した。</p> <p>私たちのまち堺の産業は、鉄砲の製造から受け継がれた金属加工の豊かな経験と高度な技術が自転車産業へと姿を変え、他の地場産業とともに本市を支えてきた。</p> <p>このように、先人の伝統産業を継承し、さらに「自転車のまち」として飛躍を図ることは、極めて意義がある。</p> <p>自転車は、環境への負荷が少なく、健康の増進にもつながる身近な乗り物である。また災害時における移動手段としても有効なことから、自転車を利用する人は増えている。その一方で、交通ルールやマナーを無視した自転車走行が歩行者に脅威を与え、時には痛ましい交通事故を引き起こしている。また、自転車盗難やひったくりなど、街頭犯罪の誘因ともなっている。</p> <p>私たちは、多くの利点を持つ自転車利用を推進するとともに、自転車関連事故や犯罪を減らしていかなければならない。</p> <p><u>このため本市では、自転車に関する現状や課題を踏まえ、「堺市自転車利用環境計画」を策定し、自転車の利用環境向上に向けた取組の目標や方針を定めたところである。</u></p> <p>この計画の基本理念である「市民が自転車を大切に扱い、市民・事業者・行政が協働して、交通ルールの遵守・マナーの向上を図るとともに、安全で安心して楽しく利用することができる自転車のまちづくり」を市民共通の願いとして進めるため、本条例を制定する。</p>	前文	<p>私たちのまち堺は、いにしえから仁徳天皇陵古墳を始めとする百舌鳥古墳群の築造のため、多くの金属加工技術を有した人々が集まり、その技術は、環濠自治都市として発展した中世において、高度な鉄砲鍛冶の技術へと受け継がれ、近代には、その鉄砲鍛冶の技術が、自転車産業にも継承された。現在では世界有数の企業も誕生している自転車関連企業群は、本市の地場産業の中で重要な位置を占め、これまで他の地場産業とともに本市の発展に貢献するとともに、自転車の普及及び発展に大きく寄与している。</p> <p>自転車は、移動手段として環境に対する負荷が少なく、心身の健康の増進にもつながる身近な乗り物であり、災害等による交通網の寸断時における移動手段としてもその有用性が見直され、自転車を利用する人は増えている。その一方で、交通ルールやマナーを無視した自転車の走行が歩行者に脅威を与え、時として重大な交通事故を引き起こし、また、自転車の盗難やひったくりなど、自転車が絡む犯罪も多くなっている。今こそ私たちは、歴史的に本市とゆかりが深く、多くの利点を持つ自転車の安全利用を推進するとともに、自転車に関連する事故や犯罪を減らし、「自転車のまち」として更なる飛躍を遂げていかなければならない。</p> <p>ここに私たちは、市民が自転車を大切に、交通ルールの遵守及びマナーの向上を図り、安全に、安心して、かつ、快適に自転車を利用することができるまちづくりを市民共通の願いとして進めるため、本条例を制定する。</p>	<p>・第3段落にあった「自転車のまちとして飛躍を図る～」という記述については現状→課題の形にするため、第2段落に移動しました。</p> <p>・第3回懇談会において「体の健康と心の健康がある」との意見を受け「心身の」を追加しました。</p> <p>・第3回懇談会で『『重大な事故』の表現に統一すべき』との意見を受け修正しました。</p> <p>・前文の中から計画に関する記述(下線部)を削除しました。 →先行する計画については、変更後の案第15条で条文化しているため、削除しました。</p>	
第1条	目的	第1章 第1条	目的	<p>この条例は、本市と歴史的にゆかりの深い自転車の安全利用に関し、市、事業者及び市民等の責務を明らかにし、これらの者が自転車を有効に活用できるまちづくりに協働して取り組むための基本的な事項を定め、もって本市における自転車のまちづくりの推進に資することを目的とする。</p>	<p>・文言を修正しました。 →条例の目的条項は1文で「～(手段)することにより～(目的)をはかり、もって～(大目標)することを目的とする。」といった、手段→目的→大目標の形で書かれるものが多いので、何が手段で何が目的、大目標なのかを整理し、上記の形に当てはめました。</p> <p>・文言についてはより分かりやすいよう表現を改めました。</p> <p>・「全市民が自転車の安全な利用～事故及び事件の未然防止」については自転車のまちづくりの用語の定義(第2条第5号)に入れました。</p>
		第1章 第2条 第5号	定義	<p>(5) 自転車のまちづくり 全ての市民が、自転車の安全かつ安心な利用に対する意識を高め、自転車の有用性を理解した上で積極的に自転車を利用すること並びに市が市民及び事業者の理解と協力のもと自転車の利用に係る環境の整備を促進することにより、自転車を利用しやすいまちを実現することをいう。</p>	<p>・「自転車のまちづくり」の意味をより明確にするため、新たに追加しました。</p> <p>・旧の案第1条の目的の内容の一部を記載しています。</p>

第3回懇談会時点での条例案		変更後の条例案		変更理由・懇談会での意見の反映等	
第2条	定義	<p>条例における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。</p> <p>(2) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。</p> <p>(3) 自転車製造業者及び自転車小売業者 自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者をいう。</p> <p>(4) 学校長 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の長をいう。</p> <p>(5) 事業者等 事業を行う個人又は法人をいう。</p> <p>(6) 自転車の安全利用 自転車の交通ルールの遵守及びマナーの向上による交通事故防止、並びに自転車に係る犯罪被害防止等、自転車の利用者が身体的又は財産的被害に遭わないこと及びその加害者とならないことをいう。</p> <p>(7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害が生じた場合に、その損害を填補するための保険又は共済をいう。</p>	<p>第1章 第2条</p> <p>定義</p>	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。</p> <p>(2) 自転車の安全利用 自転車の利用者が他人に対し、生命、身体又は財産における損害を被らせず、及びこれらの損害を自らも被らないような自転車の利用をいう。</p> <p>(3) 事業者 本市の区域内(以下この条において「市内」という。)において事業活動を行う者をいう。</p> <p>(4) 市民等 市内に住所を有する者、市内に所在する学校、事業所等に通学し、又は通勤する者、市内に滞在する者及び市内を通行する者をいう。</p> <p>(5) 自転車のまちづくり 全ての市民が、自転車の安全かつ安心な利用に対する意識を高め、自転車の有用性を理解した上で積極的に自転車を利用すること並びに市が市民及び事業者の理解と協力のもと自転車の利用に係る環境の整備を促進することにより、自転車を利用しやすいまちを実現することをいう。</p> <p>(6) 自転車小売業者 市内において自転車の小売を業とする者をいう。</p> <p>(7) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用に起因して他人の生命、身体又は財産における損害が生じた場合において、その損害を填補するための保険又は共済をいう。</p> <p>(8) 自転車製造業者 市内において自転車の製造を業とする者をいう。</p> <p>(9) 学校 市内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。</p>	<p>・用語を条例に出てくる順に並べ替えました。</p> <p>・第1号の自転車の定義については第3回懇談会において「普通自転車と自転車を区別する必要がある」との意見があったが、条文中において、自転車と普通自転車を区別する状況がなかったためそのままとします。但し、歩道については「普通自転車」しか通行できない旨を逐条解説に書き込みます。</p> <p>・第3号について、「事業者等」の「等」を削除しました。→旧の案では自転車貸出事業者を想定して「等」をつけていたが、自転車貸出事業者も「事業者」に含まれるので、「等」を削除しました。</p> <p>・第5号「自転車のまちづくり」の定義を新たに追加しました。</p> <p>・第6号、第8号について、自転車製造業者と自転車小売業者を分けて定義しました。</p>
第3条	市の責務	<p>市は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1) 自転車の安全利用及び利用促進に関する教育、啓発及び指導</p> <p>(2) 地域、自転車小売業者、事業者等における自転車の安全利用に関する活動の支援</p> <p>(3) 自転車利用環境の向上に係る施策推進</p> <p>(4) 自転車に関する情報の収集及び発信並びに交流</p> <p>(5) その他条例の目的を達成するために必要な施策</p>	<p>第1章 第3条</p> <p>市の責務</p>	<p>市は、市民等、地域団体、事業者等が実施する自転車の安全利用及び利用促進に関する活動の支援を行うとともに、自転車の安全利用及び利用促進に関する広報、啓発、教育、指導等を実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、自転車の駐輪に係る環境、通行に係る環境その他利用に係る環境を向上させる施策を推進する責務を有する。</p>	<p>・旧の案第3条(1)(2)(3)(5)の内容となっています。</p> <p>・第3回懇談会において「駐輪環境に関する記述を加えては」との意見を受け修正しました。</p>
		<p>第3章 第21条</p> <p>情報の収集、発信等</p>	<p>市は、自転車に関する様々な情報の収集及び発信を行うとともに、市民等がそれぞれ有する自転車に関する情報を共有し、交流を行うことができる場の創出に努めるものとする。</p>	<p>・旧の案第3条(4)の内容となっています。</p> <p>・第2回懇談会において「市の情報の発信収集、結びつける役割」を書き込むべきとの意見を受けて条項を作成しました。</p>	

第3回懇談会時点での条例案		変更後の条例案		変更理由・懇談会での意見の反映等		
第4条	自転車利用者の責務	自転車利用者は、道路交通法その他法令を遵守するとともに、自転車の安全利用に努めなければならない。 2 自転車利用者は、幼児、児童及び高齢の歩行者、身体に障害がある歩行者その他の歩行者でその通行に支障のあるものが通行しているときは、その安全の確保に十分に配慮して走行しなければならない。 3 自転車利用者は、横断歩道を通行する場合は、歩行者の通行を妨げるおそれのない場合を除き、自転車を押して通行するよう努めなければならない。 4 自転車利用者は、防犯性能の高い錠前の取付け及び施錠の徹底並びにひたくり防止カバーの活用など犯罪被害の防止に努めなければならない。 5 自転車利用者は、その利用する自転車を日常的に点検するとともに、定期的に自転車小売業者等による点検をし、必要に応じて整備するよう努めなければならない。 6 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。 7 自転車利用者は、不慮の事故に備えるため、乗車用ヘルメットの着用を努めなければならない。	第2章 第1節 第6条	自転車利用者の遵守事項	自転車を運転する者(以下「自転車利用者」という。)は、道路交通法その他の関係法令を遵守して、自転車の安全利用に努めるほか、次の事項を遵守しなければならない。 (1) 歩行者の安全に十分に配慮して自転車を運転すること。 (2) 横断歩道を通行する場合は、歩行者の通行を妨げるおそれのないときを除き、自転車を押して通行するよう努めること。 (3) 乗車用ヘルメットの着用を努めること。	・旧の案第1、2、3、7項の内容となっています。 ・逐条解説内では、第3回懇談会で「障害者の表記を統一すべき」との意見をうけ、「障害者」の表記で統一することとします。また、「身体に」の文言は用いず、障害者全体を指すような表現にします。 ・旧の案第4条第4項は変更後案第9条第1項に記載しました。
		第2章 第1節 第9条 第1項	自転車の安全利用の対策	自転車利用者等は、錠前の取付け、施錠の徹底、ひたくり防止カバーの活用等により、自転車に関わる犯罪の被害の防止に努めなければならない。	・旧の案第4条第4項の内容となっています。	
		第2章 第1節 第7条 第2項	自転車の点検整備	自転車利用者(第12条に規定する保護者を含む。以下同じ。)及び事業者(以下これらを「自転車利用者等」という。)は、その利用する自転車を日常的に点検するとともに、自転車小売業者等による定期的な点検を受けるよう努め、必要に応じた整備をしなければならない。	・旧の案第4条第5項及び第10条第2項の内容となっています。 ・点検で不良が見つければ必ず整備する必要があることから、義務規定に変更しました。	
		第2章 第1節 第8条 第2項	保険等への加入	2 自転車利用者等は、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めなければならない。	・旧の案第4条第6項の内容となっています。	
第5条	市民等の責務	市民は、自転車の安全利用に関する理解を深め、交通事故の防止に努めるとともに、家庭及び地域社会において自主的に安全な利用の促進に寄与するよう努めなければならない。	第1章 第5条	市民等の責務	市民等は、第1条に規定する目的を達成するため、自転車の安全利用に関する理解を深め、自転車に起因する事故及び犯罪の防止に努めなければならない。	
第6条	自転車製造業者及び自転車小売業者の責務	自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車の安全利用について周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めなければならない。 2 自転車製造業者及び自転車小売業者は、盗難の防止に配慮した錠前や、ひたくり等の犯罪に遭うことを防止するための用具の普及に努めなければならない。 3 自転車製造業者及び自転車小売業者は、第14条第2項で規定する自転車の安全利用に関する研修を受講するよう努めなければならない。 4 自転車製造業者及び自転車小売業者は、道路において使用する自転車を販売するときは、灯火及び車両の両側面並びに後部に反射板を設置するよう努めなければならない。	第1章 第4条 第2項	事業者の責務	2 前項に規定するもののほか、自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車の安全利用に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めなければならない。	・旧の案第6条第1項の内容となっています。
		第2章 第1節 第9条 第2項 第3項	自転車の安全利用の対策	2 自転車製造業者及び自転車小売業者は、自転車の盗難、ひたくり等の犯罪を防止するため、盗難の防止に有効な錠前、ひたくり防止カバーその他の用具の普及に努めなければならない。 3 自転車製造業者及び自転車小売業者は、自転車に関する事故を防止するため、灯火装置並びに車両の両側面及び後部に反射板を装備した自転車を製造し、又は販売するよう努めなければならない。	・旧の案第6条第2項の内容となっています。 ・旧の案第6条第4項の内容となっています。	
		第2章 第2節 第14条	自転車小売業者の研修受講	自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車の安全利用に関する周知及びそのために必要な情報等の提供を効果的に行うため、市が実施する自転車の安全利用に関する研修を受講するよう努めなければならない。	・旧の案第6条3項の規定の内容となっています →第2回懇談会において、直接自転車利用者として接する小売業者の重要性についての意見を受け、今後、自転車の購入者に対し、安全利用啓発を行っていく上で大きな役割を担っている小売業者に、研修を受講していただきたいので、残すこととします。	

第3回懇談会時点での条例案			変更後の条例案			変更理由・懇談会での意見の反映等
第7条	保護者等の責務	<p>児童又は生徒の保護者は、その児童又は生徒に対し、重大な事故等を予防するために、自転車の取り扱いの説明など、安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、その児童又は生徒が利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。</p> <p>3 高齢者を扶養する者は、当該高齢者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他、自転車の安全利用に関する助言に努めなければならない。</p>	第2章 第2節 第12条	保護者等による教育等	<p>未成年の自転車利用者の保護者は、当該自転車利用者に対し、自転車に関する事故を予防するために自転車の適正な利用方法を説明し、乗車用ヘルメットを着用させる等の自転車の安全利用に関する教育及び指導を行うよう努めなければならない。</p>	<p>・旧の案第7条第3項について、自転車に乗る高齢者は自転車利用者に含まれるため削除し、第3回懇談会において「高齢者だけでなく、児童・生徒にもヘルメットをかぶらせるような表現にしては」との意見を受け、次のとおり反映しました。</p> <p>・「未成年の自転車利用者の保護者」の表現を用いることで、保育園児等も含めるようにしました。</p> <p>・旧の案第7条第2項については、変更後案第2章第1節第7条第2項で「自転車利用者(第12条に規定する保護者を含む。以下同じ。)」と規定し、保護者も自転車利用者に含まれる形にしたので削除しました。</p>
第8条	教育委員会の責務	<p>堺市教育委員会は、市と協働して、児童及び生徒の自転車の安全利用に関する必要な方針を定めるものとする。</p>			削除	<p>削除し、第13条「学校等における教育等」の第4項に盛り込みました。</p> <p>→教育委員会は市の一部であるため、特別に責務を設けるべきではないため。</p>
第9条	学校長等の責務	<p>学校長(幼稚園及び大学を除く)は、その児童及び生徒に対し、自転車の適正な使用方法と発達段階に応じた自転車に関する交通安全教育を行わなければならない。</p> <p>2 中学校及び高等学校の長は、生徒の自転車通学を認めるにあたっては、当該生徒に対し、前項の規定による教育その他の自転車の安全利用を確保する措置を講じなければならない。</p> <p>3 大学及び専修学校等の長は、学生又は生徒に対し、自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。</p> <p>4 その他、児童及び生徒の教育又は育成に携わる者は、その児童及び生徒に対し自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導を行うよう努めなければならない。</p>	第2章 第2節 第13条	学校等における教育等	<p>学校(大学を除く。)の長は、その幼児、児童又は生徒に対し、発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育、啓発及び指導(以下この条において「教育等」という。)を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 中学校の長及び高等学校の長は、生徒の自転車通学を認める場合は、自転車の安全利用を確保するための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 専修学校(学校教育法第124条に規定するものをいう。)の長、各種学校(同法第134条第1項に規定するものをいう。)の長及び大学の長並びに児童又は生徒の教育又は育成に携わる者(第1項に規定する学校の長を除く。)は、その児童、生徒又は学生に対し、自転車の安全利用に関する教育等を行うよう努めなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、第1項及び第2項で定める事項を効果的に実施するため、堺市立学校園に対して自転車の安全利用に関する教育等を行う上で必要な調整を行うものとする。</p>	<p>・第1項で「学校長(大学を除く)」と変更することで、幼稚園児も教育の対象に含めました。</p> <p>また、義務規定から努力義務規定に修正しました。</p> <p>→保護者の責務が努力義務規定であることとのバランスをとるため</p> <p>・第4項について、旧の案第8条の内容になっています。</p> <p>→大阪府の「安全安心まちづくり条例」の例に倣い、学校等における教育の条に入れました。</p> <p>また、新たに方針を作るのではなく、市内の学校における教育にばらつきが生じないよう「調整」する必要があるため、この表現にしました。</p> <p>・旧の案第9条第3項と第4項は変更後案第3項にまとめました。</p>
第10条	事業者等の責務	<p>事業者等は、従業員に対し、自転車の安全利用に関する教育を行うとともに、適正な管理が行われるよう指導しなければならない。</p> <p>2 事業者等は、事業活動に使用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備するよう努めるとともに、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。</p> <p>3 自転車貸出事業者等は、自転車を貸し出すときに、自転車の安全利用及び適正な管理について啓発しなければならない。</p>	第1章 第4条 第1項	事業者の責務	<p>事業者は、第1条に規定する目的を達成するため、従業員に対し自転車の安全利用に関する啓発を行い、自転車の適正な管理及び利用の促進に努めなければならない。</p>	<p>・旧の案第10条第1項の内容となっています。</p> <p>・第3回懇談会終了後に「第1項の事業者の責務は努力義務ではないか」との意見を受け、努力義務に修正しました。</p> <p>・旧の案第10条第3項の自転車貸出事業者は「事業者」に含まれるため削除しました。</p>
			第2章 第1節 第7条 第2項	自転車の点検整備	<p>自転車利用者(第12条に規定する保護者を含む。以下同じ。)及び事業者(以下これらを「自転車利用者等」という。)は、その利用する自転車を日常的に点検するとともに、自転車小売業者等による定期的な点検を受けるよう努め、必要に応じた整備をしなければならない。(P3の再掲)</p>	<p>・旧の案第4条第5項及び第10条第2項の内容となっています。</p>

第3回懇談会時点での条例案			変更後の条例案			変更理由・懇談会での意見の反映等
第11条	市の施策への協力	市民、事業者等、学校長等、保護者等、自転車製造業者及び自転車小売業者は、自転車の安全利用に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。	第3章 第22条	市の施策への協力	市民等、事業者その他自転車のまちづくりに関係する者は、自転車の安全利用及び利用環境の向上に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。	・堺市自転車利用環境計画に記載の「自転車利用環境の向上」の要素を追記しました。
第12条	計画の推進	市は、自転車を利用しやすいまちづくりを進めるために策定した自転車利用環境計画を推進するものとする。 2 市は、社会情勢の変化などに応じて、堺市自転車利用環境計画を見直し、また、新たに基本計画を策定することができる。	第3章 第15条	計画の策定等	市は、この条例の目的を達成するため、自転車のまちづくりに関する計画を策定するものとする。 2 市は、社会情勢の変化などに応じて、前項の計画を変更するものとする。	・第1項の表現を「～計画を推進するものとする」から「～計画を策定するものとする」に変更しました。 なお、今ある計画は有効なものとして、そのまま推進していきます。
第13条	自転車の点検整備等の促進	市は、自転車の点検整備不足による事故を未然に防ぐため、自転車利用者及び自転車小売業者等による点検整備を促進するものとする。 2 市は、自転車利用者に対し、自転車事故の深刻さの周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等に加入するよう啓発を行うものとする。	第2章 第1節 第7条 第1項	自転車の点検整備	市は、自転車の点検又は整備の不良による事故を未然に防止するため、自転車の点検及び整備の普及を促進するものとする。	・旧の案第13条第1項の内容となっています。 ・自転車の点検整備と保険等への加入は条を分けて規定しました。
			第2章 第1節 第8条	保険等への加入	市は、自転車利用者等に対し、自転車に起因する事故がもたらす被害等の情報について周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等に加入するよう啓発を行うものとする。	・旧の案第13条第2項の内容となっています。
第14条	人材の養成等	市は、自転車の安全利用や利用促進等、共に自転車のまちづくりを推進していく人材を養成するものとする。 2 市は、自転車のまちづくりに関し、自主的に活動する市民団体等に対し、研修機会や情報の提供その他の必要な施策を推進するものとする。	第3章 第17条	人材の養成等	市は、自転車のまちづくりを推進する人材を養成するため、次に掲げる事項について講座を実施するものとする。 (1) 自転車の安全利用に関する事項 (2) 環境に対する負荷を低減するための自転車の活用に関する事項 (3) 自転車を活用した市内観光に関する事項 (4) 健康で快適な自転車利用に関する事項 (5) その他自転車のまちづくりに関する事項 2 市は、自転車のまちづくりに関して自主的に活動する市民団体等に対し、市が実施する自転車に関する研修会への参加の機会の提供及び自転車に関する様々な情報の提供その他の必要な施策を行うものとする。	・第1項に第3回懇談会において自転車リーダーの類型の一つである「観光」の要素も条例に書き込むべきとの意見を受け修正しました。 ・第2項は旧の案第14条第2項の内容となっています。
第15条	自転車利用推進委員	事業者等は、自転車の安全利用及び利用促進を図るため、自転車利用推進委員の設置に努めなければならない。 2 市は、第1項の規定により設置された自転車利用推進委員の活動が円滑に行えるよう支援を行わなければならない。 3 自転車利用推進委員は、事業所内の従業員等に自転車の安全利用に関して指導を行うものとする。 4 自転車利用推進委員は、事業所内の自転車通勤及び自転車利用の促進を図るよう努めなければならない。	第3章 第18条	自転車利用推進委員の設置	事業者は、従業員等の自転車の安全利用及び利用促進を図るため、市長が定める基準に基づき従業員等のうちから自転車利用推進委員を設置するよう努めなければならない。 2 自転車利用推進委員は、市が実施する講座を受講し、及び市の認定を受けた者でなければならない。	・第1項は旧の案第15条第1項の内容となっています ・第2項は新たに追加しました。
			第3章 第19条	自転車利用推進委員の役割	自転車利用推進委員は、その事業所の従業員等に自転車の安全利用に関して指導を行うとともに、事業所内における自転車利用の促進に努めなければならない。 2 自転車利用推進委員は、規則で定めるところにより、市長にその活動内容を報告するものとする。 3 自転車利用推進委員は、自転車のまちづくりを推進するために有効と考えられる施策について、市に提案を行うことができる。	・第1項は旧の案第4項の内容になっています。 ・第2項に「活動報告」を追加しました。 ・第3項に「事業提案」の内容を追加しました。 →第3回懇談会で、「自転車利用推進委員に何らかの権限を持たせては」との意見を受け追加しました。
			第3章 第20条	顕彰	市は、自転車利用推進委員の活動が円滑に行われるよう支援を行うとともに、自転車利用推進委員が設置されている事業者を、自転車のまちづくりに寄与する事業者としてその名称その他の事項を公表するものとする。	・旧の案第15条第2項の規定に加え、その取り組みを公表することを追加しました。 →例えば市のホームページでの公表等

第3回懇談会時点での条例案			変更後の条例案			変更理由・懇談会での意見の反映等
第16条	指導又は取締り強化の要請	市長は、自転車事故を未然に防止するため、他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑をかけるような運転をする自転車利用者に対し必要な指導を行い、又は重点的に取組むべき地域を定め、警察に対して取締り強化の要請をすることができる。	第2章 第1節 第10条	迷惑運転に対する指導等	市は、自転車に起因する事故を未然に防止するため、他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある運転(次項において「迷惑運転」という。)をする自転車利用者に対し、必要な指導を行うものとする。 2 市は、悪質な迷惑運転が多発する区域がある場合においては、期間を定め、当該区域において、自転車の安全利用の啓発に重点的に取り組むものとする。この場合において、市は、取締りの強化について大阪府警察に対し要請するものとする。	・分かりやすくするために項を2つに分けました ・第2項の「地域」を「区域」に改め、「期間」を追加しました
第17条	自転車のまちづくりに向けた仕組みづくり	市は、自転車のまちづくりに向けて、市民の関心を喚起し、理解を深めるために、あらゆる機会を通じて広報啓発活動を行うとともに、自転車に関わる者の責務を互いに補完しあい、市民、事業者及び行政が協働して取り組むための仕組みづくりを行うものとする。	第3章 第16条	自転車のまちづくり推進の組織等	自転車に関わる全ての者は、第1条に規定する目的を達成するため、それぞれの役割を相互に補完し、及び協働するよう努めなければならない。 2 市は、自転車のまちづくりの推進に柔軟かつ弾力的に対応できる組織を構築するものとする。	・「広報啓発活動」の文言を削除しました。 →「市の責務」で既に記載しているため削除しました。 ・第1回懇談会において「条例の進捗管理をする組織が必要」との意見を受けて修正しました。
第18条	委任	この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	第4章 第23条	委任	この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	・「市長」への委任ではなく「規則」に委任することに変更しました。 →平成26年10月の条例の施行までに施行規則の制定を予定しています。
			第2章 第1節 第11条	自動車運転者の遵守事項	自動車を運転する者(以下この条において「自動車運転者」という。)は、車道を通行する自転車の安全に十分配慮して自動車を運転しなければならない。 2 自動車運転者は、追越し等のため自転車の側方を自動車を通るときは、当該自転車との間に安全な間隔を空け、又は徐行するなど、自転車の安全に注意しなければならない。 3 自動車運転者は、交差点を通行するときは、交差する道路を通行する自転車との衝突、左側を通行する自転車の巻き込み等を予防するため、当該自転車の交差点への進入速度、動向等を確認しながら自動車を運転しなければならない。	・第2回、第3回懇談会において自動車運転者の責務を書き込むべきとの意見を受けて追加しました。
全体		各主体ごとの責務を列举	全体		章立てにし、施策ごとの条項	・第1回懇談会における「責務の組み換えをしては」との意見を受け修正しました。